

植物防疫法の改正について

農林水産省

植物防疫制度の概要

- 国内外を問わず、病害虫のまん延は深刻な農業被害をもたらし、国民の生活に重大な影響。現在でも世界の食料の2～4割が病害虫の被害により喪失しているとの推計。
- こうした中、食料の安定供給のためには、植物を検疫し、病害虫の侵入・まん延を防ぐことが重要。
- このため、我が国では植物防疫法に基づき、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病害虫防除所を設置し、国際植物防疫条約に基づく（WTO/SPS協定上の）国際基準を踏まえつつ、
 - 1) 国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るための輸入・国内検疫、
 - 2) 国内に存在する病害虫の防除を図るための国内防除、
 - 3) 輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫を実施。

輸入検疫

- ・輸入植物の検査
- ・植物、検疫有害動植物の輸入禁止
- ・輸出国への栽培地検査等の要求



輸入植物検査
(コンテナ貨物：生鮮野菜)

国内検疫

- ・流通する種苗の検査
- ・国内における植物の移動制限
- ・緊急防除



輸入携帯品検査



種馬鈴しの検査
(種苗の検査)

国内防除

- ・発生予察事業
- ・病害虫防除所の設置



発生状況調査
(発生予察事業)

輸出検疫

- ・輸出植物の検査
- ・輸出植物の栽培地検査



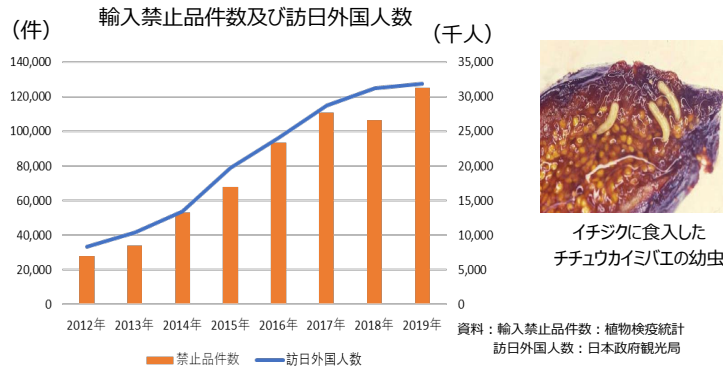
輸出植物の栽培地検査

植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容①

現状・課題：

海外からの病虫害の侵入リスクの高まり

- 温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加により、諸外国からの病虫害の侵入リスクが増加。



- 現在、植物防疫官は、旅客等の携帯品に輸入禁止品等が含まれている疑いが強い場合であっても、旅客の申し出がない限り検査等を実施することができない。
- 近年、植物以外の物品を介した病虫害の侵入リスクが国際的に指摘されているものの、現在、物品を対象とした検査を実施することができない。
- 国際植物防疫条約に基づく各種の国際基準の策定が進展しており、国際基準に整合した対応が必要。

改正内容：輸入検疫の対象・権限を強化

① 植物防疫官の検査権限の強化

入国旅客の携帯品に対する植物防疫官の検査権限を強化し、入国旅客からの申し出がない場合であっても、必要に応じて質問や携帯品の検査を行える権限を付与（輸出検疫でも同様に措置）。

② 中古農機等の検査対象化

- ・ 土等の付着リスクが高い中古農機等の物品について、国際基準を踏まえ、輸入検疫の対象とできるよう措置（輸出検疫、国内検疫等でも同様に措置）。

※併せて、植物防疫官が行う立入検査の対象に土や農機具等の物品を追加。

③ 検疫有害動植物・有害植物の定義の見直し

国際基準と整合するように、

- ・ 検疫有害動植物の定義を、法に基づく駆除又はまん延防止のための措置がとられているものとするともに、
- ・ 有害植物の定義に雑草を追加し、輸入検疫、国内検疫及び国内防除の対象とできるよう措置。

※上記のほか、以下の改正事項を措置。

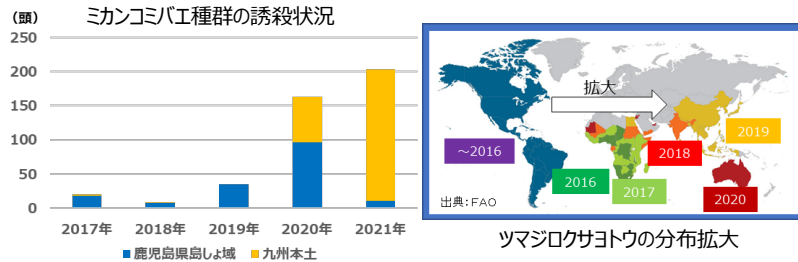
- ・ 輸入検疫に関する違反や法人による違反に対する罰則の強化（輸出検疫でも同様に措置）。
- ・ 産地や有識者への意見聴取を確保しつつ、パブリック・コメントと機能が重複する公聴会制度を廃止（輸出検疫及び国内検疫でも同様に措置）。
- ・ 輸入検査を、海空港に加えて内陸部でも行うことができるよう措置。
- ・ 輸入検査で発見された病虫害等の輸入禁止品を試験研究に利用できるよう措置。

植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容②

現状・課題：

侵入した病害虫のまん延防止の強化が必要

- 温暖化等の気候変動等による諸外国からの病害虫の飛来増加に伴い、侵入リスクが増加。



- こうした中、国内に存在しない病害虫が侵入した場合には、早期発見と早期防除が何よりも重要であるが、以下のような課題がある。

- ・ 現在、侵入病害虫の早期発見のために予算事業で実施している調査については、調査対象等の設定が都道府県に委ねられ、全国斉一的な調査となっていない。
- ・ 防除方法が確立されていても、緊急防除開始前に30日間の事前周知期間が必要であり、迅速に緊急防除を実施できない。
- ・ 上記の事前周知を実施するいとまがない場合に実施することができる緊急措置命令の対象が、植物等の消毒等に限られており、緊急時に十分な対応ができないおそれ。

改正内容：病害虫が侵入した際の早期発見の調査・迅速な防除を実施

① 侵入調査事業の実施

植物防疫法に侵入調査事業を位置付け、国の制度設計の下、全国斉一的に調査を実施できるよう措置。

② 通報義務

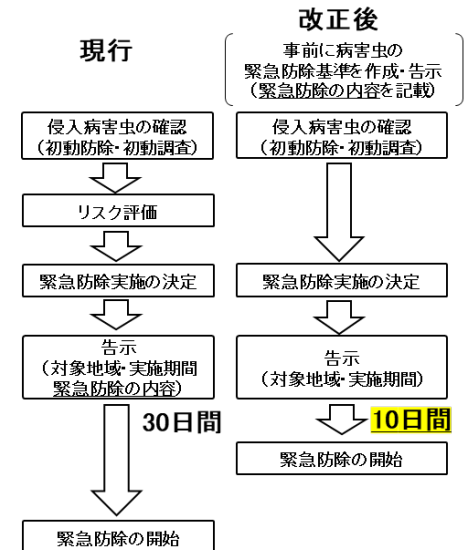
侵入調査事業を補完するため、農業者等が、調査対象の病害虫の国内への侵入等のおそれを認めた場合の通報義務を規定。

③ 緊急防除の迅速化

農林水産大臣が、緊急防除の対象となる病害虫について、防除内容等に係る基準をあらかじめ作成した場合には、緊急防除を行う際の事前周知期間を短縮。

④ 緊急措置命令の拡充

緊急措置命令の内容に、栽培規制、移動規制及び物品、倉庫等の消毒等の措置を追加。



緊急防除の迅速化のイメージ

上記のほか、以下の改正事項を措置。

- ・ 都道府県の病害虫防除所の運営費等に充てられる交付金の対象に、侵入調査事業に関する事務を追加。
- ・ 「平成の大合併」の進展を踏まえ、市町村数を含む交付金の算定基礎を見直し。

植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容③

現状・課題：

農薬だけに頼らない防除が必要

- 温暖化等により病害虫の発生地域が拡大し、発生量も増加。農薬のみに依存した防除では限界がある。

- ・ スミリンゴガイ（ジャンボタニ）の発生地域が33府県まで拡大し、発生量も増加



- 過度に農薬に依存した防除により病害虫の薬剤耐性が発達。農薬のみに依存したのでは、いずれ防除に困難をきたすおそれ。

- ・ 2015年頃からリンゴ黒星病の基幹防除剤であるDMI剤への耐性菌が発生



リンゴ黒星病※
※写真は山形県HPより引用

- 「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）において「2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減」の目標を設定。農薬だけに頼らない総合的な防除の確立・普及が重要。

（リスク換算とは、毒性の低い農薬に切り替えた場合、使用量を低く換算し、より毒性の低い農薬に誘導する考え方）

改正内容：「総合防除」を推進する仕組みを構築

○ 化学農薬のみに依存しない、発生予防を中心とした「総合防除」を推進する仕組みの構築

① 「総合防除」の考え方

- ・ 従来のような発生後の防除のみならず、病害虫の性質に応じた予防策を平時から導入し、発生しにくい生産条件を整備する。

病害虫	性質	予防策の内容
ジャンボタニ	耐寒性が低い	冬期の耕うん・水路の泥上げ等
リンゴ黒星病	被害落葉で越冬	春先の越冬落葉のほ場外への持ち出し等

② 「総合防除」を推進するための基本指針、計画の策定

- ・ 指定有害動植物の防除に関し、農林水産大臣が基本指針を、都道府県知事が基本指針を踏まえた計画を定める。
- ・ また、都道府県知事は、当該計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。

項目	作成者	内容
基本指針	農林水産大臣	総合的な防除を推進するための基本的な指針
計画	都道府県知事	地域の実情に応じた総合的な防除の実施に関する計画（農業者が遵守すべき事項を定めることができる）

③ ②の遵守事項を踏まえた防除指導、勧告、命令

- ・ 都道府県知事は、遵守事項を定めた場合、農業者に対し、遵守事項に即した必要な助言・指導を行うとともに、遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれのある場合に、必要に応じ、農業者に対し勧告・命令を行うことができるよう措置。

（上記のほか、以下の改正事項を措置。

- ・ 総合防除の対象にできるよう、指定有害動植物の対象に、現在、国内における分布が局地的でないものに加え、分布が局地的でなくなるおそれがあるものも追加。

植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容④

現状・課題：輸出検査ニーズの増大

- 植物の輸出に当たっては、輸出先国の要求に応じ、病虫害の付着がないこと等を証明するための輸出検査を行う必要。
- 現在、輸出検査は植物防疫官が実施しているが、近年、輸出植物の検査業務が増加している中、検査の要請に迅速に対することが難しくなっている。
- 「食料・農業・農村基本計画」（2021年3月）において、「2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする」目標を設定。輸出検査ニーズの増大に的確に対応していくことが重要。

農林水産物・食品の輸出額の推移（目標含む）

	2012年	2019年	2025年 （目標）	2030年 （目標）
金額（億円）	4,479	9,121	20,459	50,151

約5.5倍

改正内容：的確な輸出検疫体制を整備

○ 輸出検査における第三者機関の活用

- ・ 国際基準を踏まえ、現在、植物防疫官のみが行うことができる輸出検査の一部を、農林水産大臣の登録を受けた者（第三者機関）も実施できるよう措置。

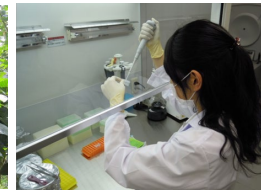
輸出検疫の流れのイメージ

【輸入国が要求する検査の実施】

- ・ 栽培地検査
 - ・ PCR等の精密検査
 - ・ 消毒実施の確認
 - ・ 目視検査
- 等



かきの栽培地検査



病原菌に対する精密検査

今後

検査の一部について、第三者機関が実施
することも可能

植物防疫官による
植物検疫証明書の発給